Ursus thibetanus（ツキノワグマ）	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで
Tamias sibiricus（シマリス）	北海道の区域	令和四年九月十五日から令和九年九月十四日まで

2　法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
Tetrastes bonasia（エゾライチョウ）	二羽
Syrmaticus soemmerringii（ヤマドリ）及び *Phasianus colchicus*（キジ）	合計して二羽
Bambusicola thoracicus thoracicus（コジュケイ）	五羽
Anas falcata（ヨシガモ）、*Anas penelope*（ヒドリガモ）、*Anas platyrhynchos*（マガモ）、*Anas zonorhyncha*（カルガモ）、*Anas clypeata*（ハシビロガモ）、*Anas acuta*（オナガガモ）、*Anas crecca*（コガモ）、*Aythya fuligula*（キンクロハジロ）、*Aythya marila*（スズガモ）及び *Melanitta americana*（クロガモ）	合計して五羽（ただし、網を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して二百羽）
Streptopelia orientalis（キジバト）	十羽
（削る）	（削る）
Scolopax rusticola（ヤマシギ）及び *Gallinago gallinago*（タシギ）	合計して五羽

3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一　*Lepus timidus*（ユキウサギ）及び *Lepus brachyurus*（ノウサギ）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）

二～四　（略）

五　装薬銃であるライフル銃（*Ursus arctos*（ヒグマ）、*Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）、*Sus scrofa*（イノシシ）及び *Cervus nippon*（ニホンジカ）にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法

六・七　（略）

八　鳥類並びに *Ursus arctos*（ヒグマ）及び *Ursus thibetanus*（ツキノワグマ）の捕獲等をするため、わなを使用する方法

ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで
シマリス（タミアス・スィビリクス）	北海道の区域	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで

2　法第十二条第一項第二号の環境大臣が制限する捕獲等の数の一日当たりの上限は、猟区の区域外において、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の下欄に定める羽数又は頭数とする。

対象狩猟鳥獣	羽数又は頭数
エゾライチョウ（テトラステス・ボナスィア）	二羽
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）	合計して二羽
コジュケイ（バンブスィコラ・トラキクス）	五羽
ヨシガモ（アナス・ファルカタ）、ヒドリガモ（アナス・ペネロペ）、マガモ（アナス・プラテュリュンコス）、カルガモ（アナス・ゾノリュンカ）、ハシビロガモ（アナス・クリュペアタ）、オナガガモ（アナス・アクタ）、コガモ（アナス・クレカ）、ホシハジロ（アイテュア・フェリナ）、キンクロハジロ（アイテュア・フリグラ）、スズガモ（アイテュア・マリラ）及びクロガモ（メラニタ・アメリカナ）	合計して五羽（ただし、網を使用する場合にあっては、法第十一条第二項に基づき環境大臣の定める狩猟鳥獣の捕獲等をする期間ごとに合計して二百羽）
キジバト（ストレプトペリア・オリエンタリス）	十羽
バン（ガルリヌラ・クロロプス）	三羽
ヤマシギ（スコロパクス・ルスティコラ）及びタシギ（ガルリナゴ・ガルリナゴ）	合計して五羽

3　法第十二条第一項第三号の環境大臣が禁止する猟法は、次に掲げる猟法とする。

一　ユキウサギ（レプス・ティミドゥス）及びノウサギ（レプス・ブラキュウルス）以外の対象狩猟鳥獣の捕獲等をするため、はり網を使用する方法（人が操作することによってはり網を動かして捕獲等をする方法を除く。）

二～四　（略）

五　装薬銃であるライフル銃（ヒグマ（ウルスス・アルクトス）、ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）、イノシシ（スス・スクロファ）及びニホンジカ（ケルヴス・ニポン）にあっては、口径の長さが五・九ミリメートル以下のライフル銃に限る。）を使用する方法

六・七　（略）

八　鳥類並びにヒグマ（ウルスス・アルクトス）及びツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）の捕獲等をするため、わなを使用する方法